

1 基本方針

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、地域や家庭の様相は大きく変容し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティ機能の低下が進行している。また、近年、地震や水害等の自然災害も多く発生している。

そのため、社会的孤立や生活困窮、虐待、ひきこもり、消費者被害等の様々な生活課題、地域力の低下による福祉問題が混在している。

こうした状況の中、本会は、住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織として、誰もが住み慣れた地域で、安全・安心で健やかに生きがいをもって暮らせるよう、住民一人ひとりが主役となり、地域で自立し、お互いに助け合い、支えながらともに生きることのできる社会の実現を目指し、地域を取り巻く多様化、複雑化する福祉課題に率先して取り組む必要がある。

さらに社会福祉法の改正により、経営組織の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が求められている中、本会は、地域の関係者によって構成されている組織としての体制の強化を図り、他社会福祉法人との連携、協同を推進し、社会福祉法人の公益性、非営利性を再認識するとともに、法人の適正な運営や地域福祉事業の積極的な実施に努めていかなければならない。

国においては、高齢者のみならず地域で生活するすべての住民を対象に、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向け、「我が事・丸ごと」の地域づくりに、介護保険法の地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援制度等を包括した、地域包括支援体制を平成2020年代初頭に全面展開できるよう整備に着手している。本会においても、この「地域包括支援体制」整備に向け、多様、複合化する課題に対し、関係機関、関係団体と連携を強化し、生活支援サービスの確保等、地域福祉充実のためサービスを推進していかなければならない。

そこで本会は、大泉町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の基本理念である「手をつなぎ 笑顔あふれる 地域を育てよう おおいずみ」の実現に向け、関係機関、福祉団体、行政等と連携し、地域福祉の推進を図り、地域住民も福祉の担い手として、共に支え合う町づくりの構築に努めることを基本方針とする。

2 重点施策・実施事業

(1) 地域福祉の推進

「地域福祉活動計画」による事業展開が、最終年度の5年次を迎え、計画における最終目標を再確認・評価し、第2期計画の策定に向けた更なる目標及び活動内容等の見直し作業を行う。

また、高齢者、障害者、母子家庭、低所得世帯等の複雑多様化する福祉課題に対し、生活支援サービスの確保と充実を図り、ボランティア活動、福祉団体等の支援、福祉教育の推進を図り、地域福祉活動計画の基本理念である『手をつなぎ 笑顔あふれる 地域を育てよう おおいずみ』の実現に努める。

① 法人運営事業

法人組織の強化、事業運営の透明性の向上等に取り組み、地域に信頼される運営を行ないます。また、社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人間の連携を図り、地域における公益的な取り組みを推進できる体制づくりに努めます。

さらに、職員研修会の実施や専門研修に参加し、職員の資質及び専門性の向上を図ります。

- ・理事会、評議員会、監事会の開催
- ・評議員選任・解任委員会の開催
- ・会員募集の実施
- ・社会福祉法人間の連携に関する事業の調査・研究
- ・役職員研修会への参加及び研修会の開催
- ・第三者委員会の開催

② 企画・広報事業

社協だよりやホームページ等の活用により様々な世代が情報を得られるような仕組みを構築し、住民に本会の事業内容を一層周知するとともに、地区社協やボランティア団体など多くの関係者の活動を紹介することで地域福祉活動への住民参加の促進を図ります。

本年度は、介護職員初任者研修を3町（千代田町・大泉町・邑楽町）社協合同で開催し、福祉人材の育成を行います。

また、福祉に関する各種事業（イベント等）の開催などの啓発事業を実施するとともに、町内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるため社会福祉大会を開催します。

- ・広報紙「社協だより」の発行
- ・社会福祉大会の開催
- ・戦没者追悼式の開催（町と共催）
- ・介護職員初任者研修の開催
- ・ホームページリニューアルによる福祉情報の発信

③ 地域福祉・地区社協事業

「地域福祉活動計画」の第2期計画策定に向け、地域に住む様々な人の協力や理解を得てお互いが支え合う新しい小地域ネットワークの構築を目指します。また、地区社協の活動を支援するため、活動費の助成だけでなく、講演会や研修会を通じて新たな事業の提案や情報の提供を行います。

- ・地域福祉活動計画に基づく事業の実施
- ・地区社協長連絡会議の開催
- ・地域づくり講演会の開催
- ・地区座談会の開催
- ・地域福祉活動計画（第2期）策定に向けた委員会や懇談会の開催
- ・地区社協の組織確立と活動の支援
- ・いきいきふれあいサロン事業の支援
- ・ねたきり高齢者等在宅福祉サービス事業の実施
- ・ひとり暮らし高齢者等在宅福祉サービス事業の実施
- ・母子・父子家庭のつどいの開催
- ・障害児者親子ふれあい事業の開催
- ・生活支援サービス事業の実施

④ ボランティアセンター事業

地域のボランティアの状況把握（登録や育成、需要調整等）を行うとともに、ボランティア啓発事業を開催し、新たな活動者の増加に努めます。

本年度は、ボランティア養成のため、各種講座を開催するとともに、「傾聴ボランティアステップアップ講座」を3町（千代田町・大泉町・邑楽町）社協合同で開催し、ボランティア活動者に対するスキルアップのための支援も行います。

- ・ボランティアグループ育成支援の実施
- ・ボランティア養成講座の開催
 - 傾聴ボランティアステップアップ講座
 - 親子チャレンジスクール
 - レクリエーション講習会

ボランティア講座

- ・ボランティア相談、あっせん事業の推進
- ・ボランティア保険加入促進
- ・広報紙「ぼらんていあ」の発行
- ・エコキャップ収集運動の実施
- ・ボランティア協議会活動支援
- ・NPO法人等の相談支援

⑤ 福祉教育推進事業

学校との連携を強化するとともに、福祉体験学習等を積極的に実施し、福祉教育の推進を図ります。

- ・福祉協力校の指定
- ・福祉体験学習の実施
(車イス・ブラインドウォーク・手話・点字・高齢者擬似体験等)
- ・福祉体験サポータースキルアップ講習会
- ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクールの実施
- ・介護体験教室（大泉保育福祉専門学校と共催）の開催

⑥ 福祉団体育成支援事業

福祉団体活動にかかる費用の助成、団体事務局として活動の継続支援を行います。

- ・遺族会活動支援
- ・更生保護女性会活動支援
- ・心身障害児者等療育父母の会活動支援
- ・保護司会大泉支部活動支援
- ・母子会活動支援
- ・老人クラブ連絡協議会活動支援

⑦ 生活支援事業

関係機関（相談支援機関）との連携を深めるとともに、既存の制度・サービスを活用しながら相談支援に関する取り組みを行い、住民福祉の充実を図ります。

本年度は、新たに子ども就学支援事業の一環として、「学生服リユース事業」を行います。

- ・福祉相談事業の実施

- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・通学補給金事業の実施
- ・学生服リユース事業の実施
- ・法外援護事業の実施

⑧ 共同募金配分事業

共同募金（一般募金、歳末募金）からの配分金を財源として、各福祉事業費や生活困窮世帯等への支援として活用し、住民福祉の充実を図ります。

- ・高齢福祉事業の実施
- ・障害福祉事業の実施
- ・福祉育成支援事業の実施
- ・歳末たすけあい運動事業の実施

⑨ 福祉サービス受託事業（町及び県社協）

大泉町及び群馬県社協から委託を受け、高齢者、障害者、低所得者等福祉サービス事業を実施し、住民福祉の充実を図ります。

大泉町受託事業

- ・ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業の実施
- ・寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業の実施
- ・いずみ福祉号（車イス乗降車）の貸出
- ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程）の実施

群馬県社協受託事業

- ・生活福祉資金等貸付事業の相談、受付

（2）介護サービス事業の経営

利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅介護支援事業を実施する。

① 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、居宅介護支援事業を実施します。利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、介護支援専門員（ケアマネージャー）によるサービスの提供に努めます。

- ・居宅介護支援事業の実施
- ・認定調査委託事業の実施
- ・介護予防支援委託事業の実施

(3) 地域活動支援センターの運営

大泉町より指定管理者として指定を受け、地域において就労の機会等が得難い、在宅の心身障害者に日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切に支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉の推進を図る。

① 日常生活に必要な社会性の訓練

利用者一人ひとりの特性や能力を的確に把握し、イベント等へ積極的に出店し、実習販売を行い、接客を通して社会性を身につけ、他者とのコミュニケーション能力の向上の支援を行います。

また、商業施設での買い物を実施し、小遣い帳の利用により、金銭を扱う機会を設け、正しい金銭感覚を養うとともに、軽微な買い物は一人でもできるように支援します。さらに外食や弁当購入なども実施し、自立生活にも結びつくよう支援します。

- ・町高齢者、身障者スポーツ大会への参加
- ・県作業所連絡協議会行事への参加
- ・買い物支援の実施
- ・外食の実施
- ・社会見学の実施
- ・外出支援の実施

② 職業適性の発見及び機能訓練

請負作業や自主生産活動（野菜作り、お菓子作り）、衣類の脱着、洗濯や清掃などを通して、利用者の能力に応じた作業を見極め、個々の利用者にあった作業の発見に努め、必要な支援を実施します。

- ・野菜作りの実施、販売
- ・お菓子作りの実施、販売

- ・施設での日常生活、習慣行動

③ 職業生活及び職業的自立の基礎的訓練

利用者1人あたり月額10,000円以上を目標に賃金支給できるよう援助します。喜びと働くことの意義を理解できるように支援するとともに、金銭を得る事の大切さを感じられるように支援します。

- ・作業収入による利用者へ賃金の支給

④ 家内工業的な授産指導

企業から支援をいただき、軽作業を受注し納期に収めることの意義や重要性を通して、責任感や達成感を得られるように支援します。

- ・自動車関連部品の作業
- ・施設駐車場の除草作業

⑤ その他独立自活に必要な指導訓練

利用者の生活拠点は「地域」であるとの認識に立ち、地域社会との交流を通して、地域社会の一員として、自立して生活できるよう支援します。

また、お菓子・野菜販売の常設スペースを施設内に確保し、購入・注文の出来る場所を明確にしてほしいというニーズに応え、地域に広くアピールすることに努めます。

- ・納涼祭の実施
- ・アルミ缶回収の実施
- ・お菓子・野菜販売の実施

⑥ 運営委員会の開催

センターの適正及び円滑な運営を図るため運営委員会を開催します。

- ・運営委員会の開催

⑦ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努めます。

- ・適正な施設及び設備の管理
- ・消防訓練の実施

⑧ その他センターの目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての自覚を持ち、研修・研究し、資質・技術向上に努め、利用者に対する支援、サービスの向上に取り組みます。

また、生活の質（QOL）の向上を目指し、労働、福祉、保健、医療と連携して、社会生活資源を有効活用しながら社会性の自立支援に務めます。

- ・ 職員の研修参加
- ・ 施設見学の実施
- ・ 広報紙「花ことば」の発行

(4) 老人福祉センターの運営

大泉町より指定管理者として指定を受け、高齢者の福祉を充実し、高齢者のための各種相談、健康の増進と教養の向上を図るとともに世代間の交流の促進に資することを目的とする。

また、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指しノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、高齢者福祉の推進を図る。

① 高齢者のレクリエーション又は集会のための施設提供

高齢者が集える広間、教養娯楽室、入浴施設等を開放し利用者が交流する場を提供します。

- ・ 集会室、入浴施設、教養娯楽室等の提供
- ・ サークル活動、クラブ活動利用者への会議室等の貸出

② 高齢者の教養向上、健康増進のための事業の開催

教養講座、健康増進講座として次の事業を実施します。また、利用者サークル活動、クラブ活動の発表の場としてお楽しみ会を開催します。

- ・ 教養教室の開催
- ・ 健康教室の開催
- ・ お楽しみ会の開催
- ・ 軽スポーツ大会の開催
- ・ カラオケ大会の開催
- ・ 癒しの湯の開催

③ 高齢者の生活相談、健康相談その他各種の相談

高齢者の生活相談、健康相談に応じるため、研修・研究し職員の資質、技術向上に努めます。

- ・相談の受付、支援
- ・職員の研修参加

④ 世代間ふれあい交流事業の開催

高齢者と幼児のふれあいの場として、次の事業を実施します。

- ・敬老のつどいの開催
- ・お遊戯発表会の開催

⑤ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努めます。

- ・適正な施設及び設備の管理
- ・消防訓練の実施

⑥ その他センターの目的を達成するために必要な事業

利用状況の把握及び管理体制の自己評価を行います。

- ・利用者アンケートの実施
- ・意見箱の設置

(5) 心身障害者等デイサービスセンターの運営

大泉町より指定管理者として指定を受け、町内に居住する、既存の授産施設、地域活動支援センター等への通所が困難な在宅の重度心身障害者に、日常生活に必要な基本的生活習慣の訓練、並びに機能訓練及び入浴サービス等の支援を行い、その介護を行う家族等の負担を軽減することを目的とする。

また、利用者個々のQOL（生活の質）を高め、豊かな人間関係の形成と、実りある人生の確立を支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指しノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉の推進を図る。

① 日常生活訓練

利用者に応じた個別支援プログラムを作成し、日常生活支援サービスの充実を図るとともに、利用者の自己決定とエンパワーメント（自分らしさを生かして自立して生きる）を推進します。

また、平素より交通事故防止に努め、特に通所時ならびに所外活動時には万全を期します。

- ・ 支援計画による生活訓練

② 社会適応訓練

利用者との関係を重視し、それぞれの利用者の障害特性に対応した支援目標を立て、社会と関わりが持てるよう支援します。

- ・ 屋外活動の実施
- ・ 日常生活、習慣行動訓練

③ 機能回復訓練に関すること。

利用者の障害特性によって必要な支援目標を立て、集団における支援の場を確保し、体力の維持、増進を図ります。

- ・ 調理実習の開催
- ・ 屋外活動の実施
- ・ 社会見学の実施
- ・ 屋外歩行、軽運動の実施
- ・ 食器（カトラリー）使用支援の実施

④ 創作及び軽作業

機能訓練の一環として次の事業を実施します。

- ・ さをり（機織り）による機能訓練
- ・ スキル（手芸）による機能訓練
- ・ 遊具や玩具による機能低下の予防

⑤ 養護

家庭介護の負担軽減と、衛生的で健康的な生活ができるよう、入浴サービスや散髪同行サービスなどを実施します。実施にあたっては保護者からの意見や要望等を

考慮し、利用者の体調に十分配慮し、入浴希望については、利用回数などの制限は行わず、可能な限り希望に沿うようにサービスを提供します。

- ・入浴サービスの実施
- ・散髪同行サービスの実施
- ・延長ケアの実施
- ・体重・検温・血圧測定の実施

⑥ 家族等に対する介護及び生活援助方法の指導

保護者会を開催し、介護に対する相談や生活援助の方法等、保護者と情報を共有しながらより良い支援を行います。

- ・保護者会の開催
- ・運営委員会の開催

⑦ センターの施設及び設備の維持管理業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震等による災害に対し、適切に対応します。

- ・適正な施設及び設備の管理
- ・消防訓練の実施

⑧ その他センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

職員は専門職としての自覚を持ち、常に研修・研究し、利用者に対する支援、サービスの向上に努めます。

また福祉、医療等の関係機関と連携して、地域社会の中の施設として社会的役割を果たすことに努めます。

- ・職員の研修参加
- ・施設見学の実施
- ・広報紙「花ことば」の発行

(6) 地域包括支援センターの運営

大泉町より委託を受け、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント

業務、認知症総合支援事業、介護予防事業等を積極的に推進する。

なお、事業の推進においては、地域住民、行政、ケアマネージャー、サービス事業者、民生委員、地区社協等、フォーマル及びインフォーマルなサービス関係者等によって構成される人的ネットワークを構築するよう努める。

また、地域包括支援センターの保健師、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員がそれぞれの専門性を生かしながら、チームアプローチで支援することにより、迅速かつ効果的な支援が提供できるように努める。

① 総合相談支援業務

地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受理し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、フォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの業務に継続していくといった、地域包括ケアとしての継続支援の入り口となるよう努め、相談からサービスの調整までワンストップサービスが展開できる拠点としての機能を持つよう努めます。

また、地区社協、民生委員、介護保険事業所など地域における様々な関係者とのネットワーク構築に努め、高齢者の持つ課題が解決へと結びつくよう支援体制を構築することを目指します。

- ・介護、医療、福祉等の相談受付
- ・認知症に関する相談
- ・その他高齢者に関する相談、支援、関係者のネットワーク作り

② 権利擁護業務

認知症などにより判断能力が十分でない人の財産管理や、日常生活での様々な契約を行うための成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用支援を行います。

また、複雑な課題を抱えた高齢者に対し、課題解決に向けた支援を検討・実施していきます。

高齢者虐待を把握した場合には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）に基づき、町担当課と連携し、対応します。

さらに、高齢者の消費者被害の防止のため、町の消費生活センターや警察等と連携し、必要な予防対策や支援を行います。

- ・日常生活自立支援事業の相談
- ・成年後見制度の紹介
- ・複雑な課題を抱えた高齢者の支援
- ・虐待の相談、対応

- ・消費者被害防止事業の実施

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、ケアマネージャーが包括的・継続的なケアマネジメントを実施することが必要であり、その実践を可能とするため、環境整備とケアマネージャーへのサポートを行っていきます。

- ・医療福祉連携会議の開催
- ・ケアマネジメント連絡会の開催
- ・ケアマネージャーのための研修会の開催
- ・ケアマネージャーの個別支援
- ・地域ケア会議の開催

④ 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、関係機関との連携構築に努めるほか、認知症の人やその介護者への相談支援業務を行います。

- ・認知症相談
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症キッズサポーター養成講座
- ・認知症カフェの開催

⑤ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

高齢者を対象者に、介護予防の観点から基本チェックリスト、ケアプランを作成し、居宅での介護予防サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう支援します。

- ・基本チェックリストの実施
- ・介護予防支援計画の作成、モニタリング、評価

⑥ 一般介護予防事業

介護予防や認知症予防のための訪問指導や介護予防教室等を開催します。また、地域において介護予防、認知症予防に関する住民主体の活動が効果的に展開されるよう人材の養成や、活動支援を実施します。

- ・介護予防のための訪問指導
- ・介護予防体操、口腔指導教室、栄養指導教室、ヨガ療法教室、脳トレ教室、音楽療法教室などの介護予防や認知症予防のための教室開催
- ・介護予防サポーター養成研修の開催
- ・介護予防サポータースキルアップ研修の開催
- ・地域介護予防活動の支援

(7) 生活困窮者自立相談支援事業に関すること

群馬県社協の委託を受け、2年目となる生活困窮者自立相談支援事業においては、支所社協の役割として邑楽郡5町の関係機関との連携を図るとともに、相談者に対し生活支援や就労支援を行い、安定した生活に向けて仕事や住まいの確保などあらゆる面で支援する。

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活に対する困りごとや不安を抱えた相談者に対し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

- ・生活や就労等に関する相談、受付
- ・支援プランの作成
- ・相談者に関する支援調整会議の開催
- ・住居確保に関する支援
- ・家計立て直しに関する支援
- ・就労に関する支援
- ・生活困窮世帯の子どもの学習に関する支援
- ・支所社協連絡会議への出席

(8) その他福祉事業の推進に関すること

① 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、災害救護や国際救援などの活動を行うために、会費・赤十字活動資金と寄附金を財源として活動しています。

日本赤十字社の会費は、住民の安全と健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で活用されています。

- ・一般協力会員、赤十字活動資金募集協力

- ・ 献血事業協力
- ・ 大泉町分区事務局として協力

② 赤い羽根共同募金への協力

共同募金運動は、赤い羽根をシンボルマークとして地域住民や学校・企業等で募金をお願いし、高齢者や障害者に対する福祉の充実、子育て支援活動、地域福祉活動の啓発や推進のために活用されています。また、災害支援資金として使われています。

- ・ 赤い羽根募金募集協力
- ・ 歳末たすけあい募金募集協力
- ・ 大泉町支会事務局として協力

③ その他目的達成に必要な事業

本会の目的達成のため、協賛や後援事業など積極的に取り組んでいきます。

3 年間事業計画

月	社会福祉協議会	町・郡・県、 関連団体等の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協長会議 ・紙おむつ支給 ・福祉体験サポータースキルアップ講習会 ・観桜会（地活、デイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町発足60周年記念式典 ・邑楽護国神社例祭 ・郡保護司、更女総会 ・遺族会靖国参拝
5	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会、監査 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・介護予防サポーター養成研修（包括） ・医療福祉連携会議（包括） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・認知症サポーター養成講座（包括） ・認知症カフェ（包括） ・保護者会合同バーベキュー（地活、デイ） ・お楽しみ会（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同金婚式 ・町民献血 ・ボラ協総会 ・母子会総会 ・保護司会、更女会総会 ・療育父母の会総会 ・遺族会総会 ・老人クラブ総会 ・地活、デイ保護者会総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・通学補給金の支給 ・日赤法人募金収納 ・共募運営委員会 ・福祉協力校連絡会議 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・ケアマネージャー研修会（包括） ・音楽療法教室（包括） ・運営委員会（地活・デイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町高齢者・身障者 スポーツ大会 ・郡福祉関係団体総会 （ボラ協、老人、療育） ・老人クラブ輪投げ大会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・傾聴ボランティアステップアップ講座 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・介護職員初任者研修 ・地区社協長会議 ・地域づくり講演会 ・紙おむつ支給 ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・介護予防サポーター情報交換会（包括） ・認知症カフェ（包括） ・納涼祭（地活・デイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動 ・療育父母の会障害児者 親子ふれあい事業

8	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・介護職員初任者研修 ・親子チャレンジスクール ・介護体験教室（保専共催） ・日赤防災講座 ・成年後見制度研修会（包括） ・お楽しみ会（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県戦没者追悼式 ・遺族会英霊塔清掃
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・介護職員初任者研修 ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール ・認知症サポーター養成研修（包括） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・認知症カフェ（包括） ・脳トレ教室（包括） ・敬老のつどい（老セン） ・キャンプ（地活） 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老訪問 ・福祉パレード ・母子家庭等ふれあい交流事業 ・老人クラブグランドゴルフ大会 ・郡老人クラブ輪投げ大会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・障害者体験講座 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・紙おむつ支給 ・共同募金運動街頭募金、法人募金収納 ・上級介護予防サポーター養成研修（包括） ・ケアマネージャー研修会（包括） ・運営委員会（地活、デイ） ・日帰り旅行（デイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉県民大会 ・県護国神社例大祭 ・母子、寡婦福祉県民大会 ・郡老人クラブグランドゴルフ大会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会（保健福祉まつり） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール入賞作品集の発行 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・認知症カフェ（包括） ・お楽しみ会（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉大会 ・町民献血
12	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会 ・歳末たすけあい運動 ・ひとり暮らし高齢者おせち料理配布 	

12	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症キッズサポーター養成研修（包括） ・医療福祉連携会議（包括） ・介護予防サポーター養成研修（包括） ・クリスマス会（地活、デイ） ・軽スポーツ大会（老セン） 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体合同新年会 ・紙おむつ支給 ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・認知症カフェ（包括） ・餅つき（地活、デイ） 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション講習会 ・地区社協長会議 ・介護予防サポータースキルアップ講座（包括） ・お遊戯会（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ芸能大会 ・郡老人クラブ芸能大会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者追悼式（町共催） ・母子 父子家庭のつどい ・理事会、評議員会 ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・介護予防サポーター情報交換会（包括） ・認知症カフェ（包括） ・ディズニー日帰り旅行（地活、デイ） ・お楽しみ会（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡ボラのつどい ・ボラ協ひとり暮らし高齢者ふれあいのつどい
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキャップ収集運動 ・介護保険説明会 ・生活支援事業の調査研究 ・広報紙の発行（毎月1回） ・ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業 ・地域活動支援センターの運営 ・老人福祉センターの運営 ・心身障害者等デイサービスセンターの運営 ・居宅介護支援事業の実施 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・学生服リユース事業 ・地区座談会 ・地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉活動計画策定懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボラ協給食サービス（月2回）

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自主グループ活動支援（包括） ・介護予防教室（包括） ・お菓子定期販売（地活） 保健福祉総合センター内【月1回】 地活施設内【週1回】 	
--	--	--

※実施月、実施内容につきましては変更になる場合がございます。

※包括は、地域包括支援センターの略です。

※地活は、地域活動支援センターの略です。

※デイは、心身障害者等デイサービスセンターの略です。

※老センは、老人福祉センターの略です。